

<b>第157回法律問題研究部会</b>	
開催	平成28年9月17日（土）午後1時～午後4時 PCSA会議室において
出席人数	担当理事1名、正部員15名、賛助部員1名、正会員企業オブザーバー1名、合計18名
出席者リスト	<b>担当理事</b>
	森 治彦 株式会社ダイナム
	<b>リーダー</b>
	荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社
	<b>サブリーダー</b>
	八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事
	<b>正部員</b>
	生島 靖也 株式会社ダイナム
	渡邊 翔 株式会社ダイナム
	影山 健二 株式会社ニラク
	倉沢 隆志 株式会社ニラク
	住谷 一真 夢コーポレーション株式会社
	斎藤 明 夢コーポレーション株式会社
	吉田 一雄 株式会社TRY&TRUST
	若林 昇 株式会社キョウサン
	武内 好努 株式会社パンドラ（アメニティーズ）
	岩本 涉 株式会社アメニティーズ
	志方 崇 株式会社チアエンタープライズ
	西里 実 株式会社三永
	<b>賛助部員</b>
	國澤 良平 株式会社大商
	<b>正会員オブザーバー</b>
	辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス
討議事項	1) 遊技台回収撤去について
	新基準遊技機の進捗について、リユースや不適正、不公正な販売方法などについて情報を交換した。
	2) 新基準に該当しない高射幸性遊技機（回胴式遊技機）設置状況の推移について
	新基準に該当しない遊技機の撤去回収については、すでに2015年11月末には50%未満を達成している。しかし、残りの回胴式遊技機における「新基準に該当しない遊技機のうち特に高い射幸性の遊技機」の設置割合が徐々に増えてきている事について今後業界団体間で方針を検討すべき可能性があるとの意見を交換した。
	3) 神奈川県遊協通知内容について
	前回の部会で粗上上がった神奈川県遊協の文書内容について神奈川県遊協へ問い合わせた所「あくまでも全日遊連の自主規制に沿うもので、独自の見解を出したものではない」と回答を頂いた事の説明がされた。

討議事項	<b>4) 株式会社ユニバーサルエンターテインメントへの質問書について</b>
	下記内容の質問を書面で送付した報告がされ、さらに現在の部品交換対応の情報を交換した。
	Q1：認定の申請を打診した際、会員ホールが「認定を取るためには部品交換が必要」との情報を聞いている。認定取得の為に保証書を発行する条件として、部品が壊れていないとしても部品交換が必要なのか。
	また、もし「部品交換が必要」であるならば、その「機種名」と「交換が必要な部品」は何か。
	Q2：認定の申請を打診した際、会員ホールが「認定をとる為に部品交換は必要ない。しかし、部品交換をせずに認定し、その後故障した場合の部品交換は受け付けない」との情報を聞いている。部品交換をせずに認定し、その後故障した場合に部品の供給はされないのか。
	Q3：上記部品交換の実施を認めないもしくは一部条件付けでの実施を認める旨の判断や、変更承認申請を行う際に申請書の提出と同時に稼働停止まで求めない（≒申請後～部品交換時点まで対象遊技台の稼働が可能）との判断を示している都道府県公安委員会（警察）があるのか。
	<b>5) 第2回7団体会議について</b>
	9月12日に開催された会議の内容について説明がされた。
	<議題>
	1. 回収対象遊技機の回収撤去状況について
	8月末のメーカー調査によると一次リスト426台、二次リスト546台が残っている。9月7日日工組と全商協による輪転現場検証でもまだ残っており、9月20日までに再確認をして10月に公表するとの事。
	2. 一次、二次回収対象遊技機の対応について
	台を撤去していない店舗に対する罰則は、中古台に関しては全商協が保証書を出さない事ができる。新台に関してはメーカーが販売しないようにお願いしている。また、設置されている台の部品交換にはメーカーとして応じざるを得ないという事。
	3. 今後の撤去回収予定について
	リユース機の販売方法などについて不適正、不公正ではないか情報を交換した。
	4. その他 回胴式撤去回収遊技機の自主規制に対する罰則など
	<b>6) 警察庁への質問事項について</b>
	遊技台を島設備から外して営業所内に保管していた台を再び島設備に再設置する際に、変更承認申請が必要といわれる事案が発生。従来であれば変更届で足りるはずなので確認の為に質問だという説明がされた。事務局からはすでに警察庁へ郵送済み、ホール4団体へも通知済との事だった。
	<b>7) 総付景品等ガイドラインについて</b>
	総付景品等ガイドラインの見直しについて、アンケートする内容と今後の方向性について検討された。また、現状各社の状況などの情報を共有した。
	<b>8) 下請け適正取引などの推進のためのガイドライン セミナーについて</b>
	フジサンケイビジネスアイからのセミナー企画に対し、内容や動機などの調査が必要と結論づけられた

討議事項	9) 風営法プロジェクトチーム 改正へたたき台を提出
	日遊協PR誌の記事より風営法に対する要望の骨子として
	・社会から見てもわかりやすい射幸性の抑制
	・依存問題への取り組み
	・不正改造、賭博営業への対応
	・より健全な遊技産業発展の方策
	の4項目が上げられたとの説明がされた。
	10) 警察庁課長補佐に津村優介氏が着任
	9月2日付けで生活安全局保安課課長補佐に津村優介警視が着任した。また、前役職は警察庁外事情報部外事課長補佐兼警備局警備企画課付であった。
	11) 札方遊協・札遊協における講話について
	7月11日に開催された管理者等研修会における行政講話の内容について、その内容から示唆されるポイントや今後取るべき方針などについて意見を交換した。
次回開催	
平成28年10月22日(土)	
午後1時~4時	
PCSA会議室にて	